

平成 16 年度 第 5 回 規制改革・民間開放推進会議 会議終了後記者会見概要

日時：平成 16 年 9 月 9 日（木）15:30～16:00

場所：永田町合同庁舎第 4 会議室

司会 それでは、ただいまから本で行われました第 5 回「規制改革・民間開放推進会議」に関する会見を始めさせていただきますと思います。

最初に、宮内議長からお願い致します。

宮内議長 お待たせいたしました。ただいま第 5 回の「規制改革・民間開放推進会議」が終了いたしましたので、その内容につきましてお話し申し上げたいと思います。

議事は、6 月の集中受付月間に提出された、全国規模の規制改革要望に対する対応方針が 1 つ。

2 つ目は、当会議の今後の運営の方につきましてでございます。

また、その他ということで、本日は、金子大臣にも御出席いただきましてご挨拶をいただきました。その中で、10 - 12 月に、推進本部との間で政治的なリーダーシップを得るということを目的としまして、ミニ本部という言葉を使っておられましたけれども、そういうものも開催していきたいと。その為に、明日の閣僚懇談会でも各閣僚に協力を依頼する予定だということと、先ほどの 6 月の集中受付月間（あじさい）の要望を、推進本部で明日決定する事と、最後に民間でできるものは民間でという理念を基に、しっかり議論をしていただきたいというお話がございました。

次に議事内容ですが、6 月の集中受付月間において提出されました、全国規模の規制改革・民間開放の要望に対しまして、事務局より説明がございました。これは、6 月 1 日から 30 日までの一月間に要望を受け付けたわけですが、487 項目が提出されまして、そのうち 29 項目を全国規模で実施するという事で、明日本部決定するという事でございます。

3 か年計画で、既に実施することになっているものが合計 128 項目と、その他重要事項 45 項目も各ワーキンググループにおきまして議論をしていくということでございます。この問題につきまして、委員の間で議論が生まれて、6 か月に 1 回の集中受付月間の過去の実績と比べて、今回はどうであったかということでございます。

これにつきましては、この 487 件というのは、前回は 1,000 件程度、その前が 500 件程度ということで、若干の季節変動があるということではありますが、実現したものの今回の 29 項目というのは、前回、前々回に比べまして、かなり打率が落ちているという事でございます。しかしながら、要望の中には何度も同じ要望が出てきているものがあり、難しいものが底だまりしてきているという事もございますので、必ずしもこの 29 項目しか実現で

きなかったという事は、成果が上がらなかったということではないと思います。いずれに致しましても、間もなく 11 月の秋の集中受付月間がございますので、それには更に力を入れてやっていこうという事でございます。

次に今後の会議の進め方でございますが、お手元の資料でございます運営方針にあります通り、重点検討分野ということで、官製市場の民間開放に絞って会議を挙げて集中的に審議を行うという事でございます。

それから、集中受付月間についても継続して力を入れていくという点。更に、民間開放推進本部とも密接な連携を取るという形で進めていきたいということが基本方針でございます。

何を実施していくかということにつきましては、一番最後の 5 ページを見ていただきますと、まず 1 の市場化テストの制度設計、これはいわゆる官の行っている業務を、市場化テストという統一的な方法で見えていくという事で、その制度設計をするという作業でございます。

そして 2 つ目は、既にもう官業で行っているものの中から、民間でやれるものはどんどんやっていくべきではないかということで、これは既に官業の中でどういうことが業務としてあるかと、そのうちどういうものが民間がやれるようになるかという事を検討致しまして、民営化等を個別具体的に進めていくということでございます。そういう意味では市場化テストが制度であるのに対しまして、個別具体的に動けるものは市場化テストを待たずにやってくということでございます。

それから、3 つ目の主要官製市場分野、これはまさに重点検討事項でございまして、前会議で積み残した課題と、当会議で新たに加えたものということで、資料に 14 項目を書いております。更に各項目について責任分担ということで、委員に割り振りまして、具体的に進めていくということでございます。中には市場化テストになじむというような項目もございすけれども、そういうものを待たずにどこまで具体的に民間開放が進むかという事でございます。何とかこの 14 の重点検討事項を我々としては進めていきたいという思いであります。資料の最後に書いてございますのは、集中受付月間をもっともっと大きな成果を取れるような形にしていきたいということでございます。

スケジュールは、資料の 4 ページに書いてございますように、年末の答申に向けまして、公開討論、ヒアリング等々を含めて、こういう形で進めていこうという事でございます。

推進本部は、11 月、12 月開催予定という事で、政治的な折衝を考えておりますけれども、それまでも先ほどのミニ本部、あるいは本部というものが開催できれば、年末の答申にかかわらず、決めるものは決めていきたいという意欲を持ったスケジュールという事でございます。

この運営案につきまして、分かりにくい文書であるとか、その他意見がございましたけれども、我々委員といたしまして、共通認識として了解できるということで、これが承認をされました。

もう一つ、専門委員の皆様につきましては、専門委員の中で企画委員会と官製市場民間開放委員会の2つの委員会に属しておられます6名の方は、都合の付く限り本会議にも御出席いただき、また、個別分野のワーキンググループの専門委員につきましても、御自分に関係するテーマにつきましては、本会議に出ていただくという事で、委員、専門委員、相携えて今後本会議を意味のあるものにしていくという事でございます。

その他と致しまして、特区の検討状況につきまして八代委員から御説明を頂戴致しました。これで、運営方針が決定致しましたので、これに沿って直ちに担当委員、ワーキンググループが作業に入る形ができたということでございます。

以上でございます。後は御質問を頂戴したいと思います。

司会 それでは、順次お願いいたします。

記者 14項目のうち、新たにこの会議で検討する事になった部分もあるようですが、具体的にどれが新たに加わったのですか。

宮内議長 若干、項目名が変わったりしているところがありますが、カバーしている部分につきましては、前会議から全く新しいテーマというのはないと思います。全部議論してきたものばかりだと思います。

鈴木議長代理 何をベースにして新しいかという事ですけれども、去年のアクションプランの17項目をベースにすれば、それは新しいものはありますが、今、議長が言われたように、いずれもそれぞれの分野において重要な問題だという点では変わりありません。

例えば、去年の17項目に対比させると、2番目の「医療法人を通じた株式会社等の医療機関経営への参入」というのは、これは医療に対する株式会社の認定というものの変形のようなものですから、これは同じだと言えますが、中医協の在り方だとか、地域医療計画というものは、これは17テーマの中には入っていない問題だが、今回は入れたという点があります。

宮内議長 しかし、従来から議論していたということですね。

鈴木議長代理 極めて医療分野における重大な問題として議論はしておったということです。

記者 ちょっと細かくなってしまうんですけれども、この14項目のうち11番の「社会保険の民間開放促進」、あと12番の「人材の国際間移動の円滑化」、それから14番の「規制の見直し基準の策定」というのは、具体的にどんなことが課題になるかというのを、簡単にお教えいただければと思います。

宮内議長 これは、ここに大きな問題があるんだろうという事で項目として上げており、具体的な内容を詰めていくのはこれからということなんですけど、「社会保険の民間開放促進」というのは、これはある意味では市場化テストというような制度ができますと、色々な政府の事業というのが、その市場化テストの対象になってきます。そうすると、当然こういうものも対象になってきます。しかし、市場化テストという制度設計ができる前でも、こういう部分は既に検討できるのではないかと、ハローワークの問題も一緒でござい

まして、先行的にやろうという問題であります。

「人材の国際間移動の円滑化」というのは、前の会議では、例えば、日本での在留許可を与える基準づくりという形で、海外からの人材の移入について議論をしたわけでありまして、ここからはもう少しテーマを大きくしておりまして、非常に高度専門知識を持っている人を、どういうふうに日本で活用したらいいかについて、一方で国際間条約協定というようなものの動きもございまして、それも睨みながら議論していくという事で、非常に幅広のテーマの書き方をしております。

「規制の見直し基準の策定」につきましては、八代委員に御説明いただいた方がよろしいかと。

八代委員 これも前の会議では、神田委員が担当していた「規制に関する基本ルール見直しWG」で、例えば、規制を見直す時には、規制の効果、インパクト・アナリシスなど、やや理論的に、一般基準で考えるやり方がないかどうかを検討するという事で、決して新しくはないわけですが、ここではその中から、特にこの規制の見直し基準という項目を取り出して、重要項目の1つとしたというものです。

内容は、インパクト・アナリシスについてと言っただけであれば良く、今の規制がどういう効果を持っているかという事を、本来、きちっと規制担当官庁が証明しなければいけないわけで、そういうことがあるそかになってきたという話であります。

また、先ほどの2番目の話なんですが、これは従来は株式会社の病院経営参入の問題ということで知られていて、これについては特区で今回、一応の結論は出たわけですが、我々は非常に不満に思っております。ここでは新たに株式会社が病院経営に参入するという事と同時に、既存の医療法人が株式会社になる株式を発行すると、そういうような面についてどういう問題があるのかということを見るわけでありまして、広い意味では同じであります、言わばアプローチの方向が違っているというものであります。

ほかに、すべて規制改革というのは、そんな新しい問題はなく、これまでやってきたことの続きであります、注目する方向と言いますか、注目するポイントをもう一回再構成してここに並べているというふうに理解しております。

鈴木議長代理 若干、追加しますと「規制の見直し基準の策定」は、さっき八代さんが言われた、レギュラトリー・インパクト・アナリシスと言われておりますけれども、その手法の導入はもとよりのことですけれども、そのほかパブリック・コメント制度というのがかなり定着しているんですね。これを欧米のように、今は確か閣議決定でやっているけれども、これを法制化することができないであろうかというような視点。

それから、いろいろな通達とかを出しますね。行政指導だとか、そういう行政立法手続というものが法制化されている国が、ヨーロッパ等ではあると。そういうふうな、行政のやり方の問題に関わるところで、なかんずく規制に近いところでの手続というものを、手法的にリファインするとともに、制度の根拠として閣議決定ベースのものから立法化というふうにはなっていないのか。こういうさまざまな問題は、数年前から検討はされてい

る問題ですけれども、それがテーマとなっていると御理解ください。

記者 「社会保険の民間開放促進」ですが、政府でも民間の委託とかを活用していこうという動きになっていると思いますが、その動きの連携というか、そういう方向というのはどの様にお考えになっているのでしょうか。

宮内議長 八代さんどうぞ。

八代総括主査 これは、大体、規制改革で取り上げるテーマというのは、どこかで当然議論されているものも多いので、私としては余り連携というか、こちらはこちらで色々なアイデアを出して行って、最終的には勿論どこかで調整はあるかと思えます。

御指摘のように、社会保険の業務の見直しというのは進んでいるわけですけれども、こちらが考えているのは、単にアウトソーシングを機械的に拡大していくということではなくて、やはりそのやり方自体を民間に包括的に任せると、徴収とか、査定とか、支払いとか、色々な面があるわけでありましてけれども、そういうようなイメージなわけです。

現在でも、勿論、社会保険料は社会保険労務士協会等に委託して、一部保険料徴収をしているわけですけれども、それは言わば、官がやるのと全く同じやり方で民間にお願いするという、官のフレームワークの中での民間委託に留まっているわけで、我々は徴収方法自体も含めて民間の創意工夫を活用するというようなことを考えられないかというようなイメージなわけです。

具体的に言いますと、これは全く私の個人的な考え方ですけれども、社会保険料だけを徴収する業務を委託するのではなくて、民間の会社に任せるという事は、既存の、言わば料金を集めるような仕事を常にしている人に対して、社会保険料の徴収も委託する。そうすると、言わば兼業が可能になるわけですし、非常にある意味でコストが低い形で保険料を徴収することができるのではないかと、こういう考え方もあります。ある意味で、民間の創意工夫を生かすような形で社会保険料の徴収率を高めるといような考え方は、余り他では議論されてないのではないかと考えています。

記者 今の話にも出た、特区の株式会社病院についてなんですが、10月の施行前に、先日、厚生労働省が施設基準案というのを発表しましたが、これに対して何か御意見があれば。

八代総括主査 詳細は十分まだ見ておりません。ただあの特区については、私が理解している限りでは極めて厳しいもので、自由診療で、それから高度な医療で、それから当然特区でという3つの規制がかかっているわけで、余りにも基準が厳し過ぎるわけで、もう少し弾力的にしなければ、本来の特区の役割は果たせないのではないかと、これは感想でございます。

記者 施設基準というのは。

八代総括主査 株式会社が入る場合に特別な施設基準を要求するということはなかったというふうに思っておりますが。

記者 それを細かく決めた案についてパブリック・コメントを募集しており、その内容

についてどうお考えかという事です。

八代総括主査 それはどこの病院でも同じではないですか。株式会社だけに特別の基準を設けた設備というのは、我々としてはあり得ないと思いますけれども。

鈴木議長代理 私の知る限りでは、自由診療の高度医療だけについて限定して認めると言っており、設備を論ずる前の段階だというふうに私は理解しています。認められてもいない段階で、設備基準があるんですか。

記者 自由診療の項目毎に、一人医師を付けてくださいとか、必ず患者の同意を得るようにしてくださいとか、そういうことが書いてあります。

鈴木議長代理 それは医療機関についてですね。

記者 作る場合には、これを守ってという事です。

鈴木議長代理 早速調べてみます。

八代総括主査 それは従来の株式会社にかかわらず、医療法人関係の病院に共通に適用される基準だと理解しておりますが、事務局に調査させます。

司会 他はよろしいでしょうか。

記者 幼稚園、保育園の一元化など、特区の全国化の様なもの、共通なものもあるんですが、特区と連携して進めていかれるようなものというのにはあり得るんでしょうか。

八代総括主査 当然ながら、おっしゃった特区で認められた、幼保一元化という言葉は使っていないので、合同保育ですね。その全国展開というのも次の課題になっておりまして、それはそれでやるのですが、別途、厚生労働省で考えている特定施設という形で、これがどの程度まで、当初我々が考えた幼保一元化に近いものかどうかというのは、まだ向こうの案もはっきり固まっていないので、それをフォローするという事です。

それから、同時に本来のあるべき一元化ですね、補助金も含めた、そういうものも、そういう特定施設にこだわらず、本来の意味の一元的な幼保ということも幅広く考えて、ここでは議論していきたいと思っております。

記者 あじさいの関連で、ハードルが高くなっているという事もあると思うのですが、その検証について何かございますか。

八代総括主査 これは昔から何回トライしてもできないもの、例えば混合診療なんかその一つの例だと思いますけれども、こういうものについても当然重点事項のワーキンググループでは、それぞれの主査のお考えは当然あると思うんですけれども、私の担当するところでは、過去のそういう提案は極めて大事な検討材料になるかと思っております。

鈴木議長代理 あじさいの中にも、既に2～3年前に折衝して実施と決まったが、実施時期がまだ来ていない為、要望者が知らないという事も結構あることはありますね。

だから、そうした件数も除かないと、有効打率というのは出てこないんです。

記者 事項別の担当員を設置したねらいというか、位置付けというのはどうなんでしょうか。

宮内議長 これはいつも、大体こういう形でやっていたわけですがけれども、やはり各論

になりまして、極めて専門化していくというのが規制改革の特徴ですので、余り広い守備範囲よりも、狭くするほど効果が上がるという面もあります。

従いまして、ここにお名前を書いているのは責任分担委員でございます、この部分については責任を持ってくださいという事でございます。しかし、このワーキンググループは全委員でやるということでございますから、この責任担当委員に、あと専門委員が付き、他の委員が付き、事務局がバックアップするということで、この担当委員の方は、深く掘り下げて物事が動くように何とか頑張ってもらおうと、そういう意味合いで、過去もそういう形を取っておりました。

記者 ミニ本部というのはどういったものなのかというのが1つと、あと11月から12月に推進本部で関係官僚と会議メンバーと折衝というふうなことがあります、これまでもなかなか議論して動かなかったものというふうな指摘がありますけれども、現在、どういったものをテーマに行っていくというふうにお考えですか。

宮内議長 まず、ミニ本部というのは、これは金子大臣のお話でのイメージとしましては、あるテーマについて、こちらは金子大臣、それから担当省庁の大臣とで折衝していくと、我々も含めましてね。こういうミーティングを重ねるということイメージされていると思います。

それから、本部で何が、今度はテーマとして挙げられるかというのは、本部に出るのは、結局、そういうミニ本部で解決しなかった問題ということで、まさに総理のリーダーシップをお願いするというようなものが残っていくということになります。

従いまして、当会議の希望としましては、数多くそういう本部での会議を開いていただくと、より進むのではないかという感じもいたします。これは今後の折衝の状況等を踏まえまして、具体的に開催その他を考えないといけない。何が残っていくかについては、例年の通りですけれども、難しいものが、がっちりと動かないものが残っていくということです。

記者 市場化テストの制度設計のところ、民間提案を最大限尊重しというのがありますが、これは改めて、それについて民間提案を募っていくのですか。

宮内議長 市場化テストというのは、一般的な制度です。そこで何かを載せようとしても、民間でやりたいという人がいないと、これは市場化テストになりません。

従いまして、まず、民間に市場化テストという制度の内容を、PRしないと出てこないんですね。

記者 ただ、これは中間とりまとめに入っていたと思うんですけども、改めてこれを書いているというのは、具体的に民間から提案を募る何らかのアクションをしましょうということではないんですか。

宮内議長 今のところは、そういう意味で書いたものではありません。

記者 では、制度設計とか、モデル事業選定に当たって、これに限って民間から意見を聞きましょうということを改めて会議としてやるということではないのですか。

宮内議長 ではないということです。イメージとして、やはりモデル事業を何にしたら良いかという時に、民間から希望がないところについて、どうぞと言ってもだれも出てこないということになったら、これは全く意味がないという事です。

記者 済みません、細かいんですけども、社会保険の民間開放で、社会保険の範囲と、いうのをどういうふうにお考えになっているかということと、先ほど徴収事務の民間のお話が出ましたけれども、業務とか運営とかということでも検討課題にされるということですか。

宮内議長 私の理解では、課題としては全てです。社会保険について全てをスタディーし、折衝するという事で、何が一番効果的か、意味があるかというようなことに絞っていくわけですが、今のところは、かなり範囲を広く取っていきたいと思っております。

司会 それでは、これで会見を終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。